

岩手県告示第 177 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 340 号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 気仙郡住田町世田米字田畑 32 番 1 地先から 44 番 6 地先まで
 - イ 気仙郡住田町世田米字天風 77 番 1 地先から 137 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで
- 2 (1) 路線名 343 号
 - (2) 供用開始の区間 陸前高田市矢作町字越戸内 204 番 7 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで